

平成25年第2回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成25年6月7日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成25年6月7日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成25年6月7日	10時59分	議長	鳥飼勝美	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び	1番	神前輔行	出	7番	後藤信八	出
出席並びに	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出
欠席議員	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
出席12名	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
欠席0名	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
(欠員1名)	6番	重松一徳	出	13番	鳥飼勝美	出
会議録署名議員	3番	牧菌綾子		4番	木村照夫	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田しのぶ		(係長) 藤田和彦		(書記) 寺崎一生	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	こども課長	内山十郎		
	副町長	田代正好	健康福祉課長	熊本弘樹		
	教育長	大串和人	まちづくり推進課長	天本正弘		
	総務課長	酒井英良	会計管理者	天本政人		
	企画政策課長	木村司	教育学習課長	原博文		
	財政課長	城本好昭	農林環境課主幹	木原弘善		
	税務住民課長	鶴田勝美				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町政報告
日程第4	第22号議案	基山町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
日程第5	第23号議案	基山町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
日程第6	第24号議案	基山町保育料徴収に関する条例の一部改正について
日程第7	第25号議案	基山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第8	第26号議案	基山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第9	第27号議案	町道の路線の認定について
日程第10	第28号議案	佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について
日程第11	第29号議案	基山町土地開発公社定款の一部変更について
日程第12	第30号議案	平成25年度基山町一般会計補正予算（第1号）
日程第13	第31号議案	平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第14	第32号議案	平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）
日程第15	報告第2号	基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第16	報告第3号	基山町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第17	報告第4号	基山町土地開発公社の事業報告について

～午前9時30分 開会～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成25年第2回基山町議会定例会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、牧菌綾子議員と木村照夫議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（鳥飼勝美君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日より13日までの7日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

日程第3 町政報告

○議長（鳥飼勝美君）

日程第3. 町政報告を議題とし、町政報告を求めます。町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日は、平成25年第2回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が基山町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について外2件、人事案件が基山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてが2件、認定案件が町道の路線の認定について、協議案件が佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について、同意案件が基山町

土地開発公社定款の一部変更について、予算案件が平成25年度基山町一般会計補正予算（第1号）外2件となっております。これらについて御提案申し上げ、審議いただきたいと考えております。

また、報告案件としまして基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について外2件をお願いいたしております。

なお、会期中、町長、副町長及び教育長並びに一般職員の給与の特例措置を講ずるため、条例案件として基山町長等の給与の特例に関する条例、予算案件として平成25年度基山町一般会計補正予算（第2号）外2件の追加提案をお願いしたいと考えております。

それでは、町政報告に移らせていただきます。

まず、住宅用地に対する課税標準の特例措置の適用誤りによる固定資産税の課税誤りについてでございます。

住宅用地については、その税負担の軽減を図る必要があることから、面積に応じて課税標準額の特例措置が適用されますが、この特例措置の適用誤りにより、一部の固定資産税について過少課税及び過大課税をしていたものでございます。

昨年の木造併用住宅に係る固定資産税の課税誤りがありながら、このたびの課税誤りにより再び納税者の皆様や町民の皆様に多大な御迷惑をおかけし、また税務行政への信用を失わせる結果となったことについて、改めて心からおわびを申し上げます。

本件につきましては、4月30日から5月2日にかけて納税者の方を訪問し、経過説明とおわびを申し上げます。また、還付手続を進め、還付対象となっている納税者56名の方には5月31日に支払いを完了したところでございます。支払総額は、還付金1,205万4,700円、還付加算金361万1,200円となっております。

現在、過少課税をしていた案件の過年度分について確認しているところであり、確認でき次第、改めて納税者の方を訪問し、説明することとしております。

今回の事案を深く反省するとともに再発防止策を徹底し、町民の皆様の信頼回復に向け職員一丸となって取り組んでいく所存でございます。どうか町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、処理が完了した段階で関係職員の処分も含め、改めて報告をさせていただきます。

次に、消防団関係についてでございます。

基山町消防団恒例の入退団式を4月7日に若基小学校グラウンドで実施いたしました。本町消防団は、町民の方々の御協力により19名の退団者に対し、18名の新入団員を補充することができました。また、女性部においては10月に開催されます第21回全国女性消防操法大会に向け、5月11日から操法訓練を開始いたしました。

次に、防犯パトロールについてでございます。

5月29日に雨季を前にした防災パトロールを関係機関と実施しました。

土取り現場や危険箇所等の状況把握を行い、それぞれ専門的な意見を聞きましたが、特に指摘はありませんでした。今後も雨季等の災害対策に万全を期してまいります。

次に、第5次総合計画策定方針案についてでございます。

今年度から、次期総合計画である第5次総合計画の策定作業に着手しますが、策定に当たり、計画策定の趣旨や計画の構成・期間、作業スケジュール等をまとめた策定方針案を作成しまして、パブリックコメントにより町民の皆さんからの意見を求めているところでございます。

次に、鳥栖・三養基地域連携事業についてでございます。

鳥栖・三養基地域連携事業につきましては、11項目について各市町の関係課と協議を行っているところです。4月18日には、連携事業の一環として関係市町が集まりまして、災害時における避難者の相互受け入れに関する協定の締結式を行ったところです。

今後、将来のあり方検討委員会を立ち上げ、連携のあり方や平成の合併の振り返りを行う予定です。

次に、JRウォーキングについてでございます。

JRウォーキングにつきましては、好天に恵まれ1,100人程度の参加があり、にぎわいました。イメージキャラクターきやまんによる駅前での出迎えや、観光パンフレットの配布を行い、参加者に基山町の魅力をPRいたしました。

次に、放課後児童クラブについてでございます。

放課後児童クラブについては、本年4月から対象学年を小学6年生まで拡大して運営しているところです。対象学年拡大分については、基山小学校区のひまわり教室の5年生に4名の申し込みがあり、それ以外はありませんでした。

次に、犬の登録及び狂犬病予防注射業務についてでございます。

狂犬病予防に基づく登録と予防接種の事務を円滑に行うため、集合登録及び集合注射を4

月2日にけやき台の北部公園で、4月5日と7日に役場で実施しました。また、今年度も鳥栖市との連携事業の一環として、4月21日に鳥栖市役所でも受け付けを行いました。今回の新規登録頭数は10頭、予防注射頭数は429頭となっております。

次に、住宅リフォーム緊急助成事業についてでございます。

今年度は、予算額を超える87件の申し込みがありましたので、5月10日に抽せん会を行い、47件を決定し事業を進めております。なお、県から少額であります但追加配分がありましたので、今議会に予算の増額をお願いしております。

次に、道路工事についてでございます。

道工25単第1号本桜・城の上線道路改良工事につきましては、平成25年5月24日から平成26年1月31日までの工期で、鳥飼建設株式会社が4,410万円で請け負い、施工をいたしております。現在の出来高は、5%でございます。

次に、基山小学校のグランドピアノについてでございます。

基山小学校では、昭和37年に天野茂三様から寄贈いただいた音楽室のグランドピアノが50年を経過し老朽化していたため、今年度買いかえる予定にしておりましたが、このたび、寺崎寛治様よりグランドピアノを寄贈いただきました。半世紀にわたり音楽の授業を支えてきたピアノへの感謝式を5月22日に行い、新しいピアノに交代しました。古いピアノは廃棄せず、子供たちが身近に触れられるよう玄関ホールに移しております。

次に、全国学力・学習状況調査についてでございます。

学習指導要領に示されている目標や内容の実現、学習に対する意識・態度を把握し、教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるため、4月24日に全国学力・学習状況調査が実施されました。今回の県の速報では、小学校は県の平均程度でありましたが、中学校では平均に届かないところがあり、課題の克服に向けて今後なお一層指導に力を入れていきます。

次に、生涯スポーツについてでございます。

4月21日に子どもクラブスポーツ大会が実施されました。第11区及び第9区の上位2チームは、6月30日に行われる郡子連キックベースボール大会に出場します。

また、5月19日に多くの住民の参加を得て、区対抗スポーツ大会を実施いたしました。当日はあいにくの雨天となり、ソフトボールは中止になりましたが、ミニバレーボールでは熱戦が繰り広げられました。大会結果につきましては、昨年に引き続き第9区が優勝しました。今年度も各団体と連携し、生涯スポーツを推進してまいります。

最後に、寄附金の報告についてでございます。

基山町ゴルフ協会様より、3月6日に6万円。基山町大字園部156番地6 黒田富子様より、3月11日に1万円。基山町大字小倉194番地 倉成満代様より、4月22日に3万円。それぞれ基山町育英資金貸付基金へ寄附がありましたので受領いたしました。

以上をもちまして、町政報告を終わらせていただきます。

日程第4～17 第22号議案～第32号議案、報告第2号～報告第4号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4．22号議案から日程第14．第32号議案まで、並びに日程第15．報告第2号から日程17．報告第4号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、平成25年第2回定例議会に付議いたします議案について、順次提案理由を御説明いたします。

まず、22号議案 基山町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてでございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）が平成25年4月13日に施行され、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合に設置する市町村対策本部に関し必要な事項は条例で定めることとされたため、基山町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第23号議案 基山町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてでございます。

人口減や高齢化社会の進展に伴い、空き家問題が全国的に深刻さを増しております。こうした中、県内でも多久市や有田町の空き家等適正管理条例の制定を初めとした空き家等の適正管理に対する機運の高まりに鑑み、空き家等が危険な状態になることを防止し、町民の生活環境保全を図り、もって町民の安全で安心な暮らしの実現に寄与するため、基山町空き家等の適正管理に関する条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当主幹より補足説明いたします。

次に、第24号議案 基山町保育料徴収に関する条例の一部改正についてでございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正さ

れ、児童福祉施設の設備及び運営についての基準を都道府県が条例で定めることとされたことに伴い、関係規定を整備するため基山町保育料徴収に関する条例を一部改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第25号議案 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

固定資産評価審査委員会委員の任期が平成25年6月30日までとなっており、基山町大字園部984番地 鳥飼邦弘氏を再任いたしたく提案するものでございます。

8ページに鳥飼氏の履歴書を記載しております。平成14年9月より固定資産評価審査委員会委員に選任され現在に至っております。委員として適任者と考え、御提案しております。任期は3年となっております。どうぞ御審議賜り御同意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、第26号議案 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

松野英喜委員から辞任届が提出されたことに伴い、今回新たに基山町大字宮浦486番地157 益田勝俊氏を選任いたしたく提案するものでございます。

10ページに益田氏の履歴書を記載しております。固定資産評価審査委員会委員として適任者と考え、提案いたしております。任期は前任者の残任期間である平成26年8月21日までとなっております。どうぞ御審議賜り御同意いただきますよう、お願いをいたします。

次に、第27号議案 町道の路線の認定についてでございます。

道路法第8条第2項の規定により、町道東町3号線起点大字小倉字島廻535-3地先から、終点大字小倉字箱町479-14地先まで、延長148.8メートルの認定をお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

次に、第28号議案 佐賀県市町総合事務組合格約の変更に係る協議についてでございます。

佐賀県市町総合事務組合が共同処理を行う事務の一部に新たに鹿島市が参加することに伴い、佐賀県市町総合事務組合の規約の変更が必要となっております。

組織団体数の増減及び規約の変更を行う際には、関係地方公共団体の協議によりこれを定め知事の許可を受けることとなっており、その協議については関係地方公共団体の議会の議決を経る必要があることから今回提案するものでございます。

次に、第29号議案 基山町土地開発公社定款の一部変更についてでございます。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の制定により、民法及び公有地の拡大の推進に関する法律が改正されたことなどに伴い、関係規定の整備を行うとともにあわせて公社役員数を変更するため、基山町土地開発公社定款の変更が必要となっております。

定款変更は、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により議会の議決を経る必要があることから今回提案するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

次に、第30号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回、補正予算として4,819万3,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと一般会計予算総額は、歳入歳出とも54億5,033万5,000円になります。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、着地型旅行商品造成支援事業についてでございます。これは緊急雇用創出基金事業を活用した事業でございます。本町への旅行商品の開発及び観光ツアーの実施を旅行会社に委託することにより、観光客の増加による地域及び経済の活性化を図るとともに、地域の雇用の受け皿を確保するため実施するものです。補正額は555万円です。

次に、コミュニティー助成事業補助金についてでございます。

今年度は、1区及び11区の会議テーブル、椅子、黒板等地域コミュニティー活動に必要な備品購入に対する補助を予定しております。補正額は450万円です。

次に、庁舎周辺外壁改修事業についてでございます。

昨年度実施しました役場庁舎と町民会館の間のカルチャーパークの外壁診断結果を受け、外壁タイルの浮きや劣化による早急に対応が必要な外壁の改修費をお願いするものです。補正額は1,452万円です。

次に、各種予防接種事業についてでございます。

妊婦の風疹感染リスクを下げ、先天性風疹症候群の発生を予防し、安心して妊娠、出産できるよう今回新たに風疹の予防接種を実施することにいたしました。

本事業は県の事業として今年度から実施されるもので、本町においても積極的に取り組む必要があると判断し、今回補正をお願いするものでございます。補正額は426万円です。

次に、子ども子育て支援事業計画基礎調査事業についてでございます。

昨年8月に制定された子ども・子育て支援法により、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。本町でも25年度から26年度の2年間で計画を策定することとしており、計画策定に当たり住民のニーズ調査など基礎調査を行う必要があることから、今回補正をお願いするものです。補正額は241万5,000円です。

次に、保育士等処遇改善臨時特例事業補助についてでございます。

これは、保育士の人材確保のため保育士の処遇改善に取り組む私立保育園に対し補助を行うものです。本事業につきましては、安心子ども基金特別対策事業の一つとして今年度から新たに実施されるもので、本町でも保育士の処遇改善に取り組む私立保育園を支援するため今回補正をお願いするものです。補正額は225万1,000円です。

次に、地域公共交通活性化協議会負担金についてでございます。

これは、生活交通ネットワーク計画策定調査に取り組む地域公共交通活性化協議会に対する負担金でございます。生活交通ネットワーク計画策定調査については、当初予算では町が直接実施することで予算化しておりましたが、制度上地域公共交通活性化協議会が実施主体として行うこととされており、今回補正をお願いするものです。補正額は530万円です。なお、当初予算でお願いしておりました計画策定調査委託料についても今回減額をお願いしております。

最後に、町道日渡・長野線延伸計画調査事業についてでございます。

懸案になっております町道日渡・長野線延伸について検討するため、予備調査を行うものです。補正額は150万円です。なお、総合計画策定委託料については内容を精査したところ、25年度から26年度までの2年契約を締結する必要があるため、今回債務負担行為をお願いしております。

以上、概要について申し上げますが、内容については担当課長より補足説明いたします。

次に、第31号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回、補正予算として47万8,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも22億323万2,000円になります。なお、補正予算の内容は国民健康保険システム改修業務委託料や、過年度保険税還付金の増額等でございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

次に、第32号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）についてござ

います。

今回、補正予算として494万5,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも3億5,111万7,000円になります。なお、補正予算の主なものは4月1日付で人事異動に伴う人件費の減額等でございます。

報告第2号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第3号 基山町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第4号 基山町土地開発公社の事業報告についてについては、担当課長から説明を申し上げます。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、これより補足説明を求めます。

第22号議案についての補足説明を求めます。熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

それでは、第22号議案 基山町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

今回の条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策の実施に関する行動計画や、発生時における国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となることを目的に新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成25年4月13日に施行されました。本法に基づく緊急事態措置の実施に当たり、新型インフルエンザ等対策本部の設置が義務づけられたことから、対策本部に関し必要な事項について条例で定めるために今回条例の制定を上程させていただいております。

まず、第2条の組織でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法第35条により、町が実施する本町に係る新型インフルエンザ対策等の総合的な推進に関する事務等を迅速かつ適切に行うため、対策本部長、副本部長、本部員を置くことを定めています。本部員は、同法同条第2項第1号の規定により町長、本部長以外の本部員は同条第2項第2号から第4号の規定により教育長、消防団長並びに本町の職員のうちから任命するものとしています。また、副本部長につきましては、同法同条第3項により本部員の中から町長が任命することとなっております。

続きまして、本条例第3条でございますが、本部長は新型インフルエンザ等対策本部にお

ける情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ新型インフルエンザ等対策本部の会議を行うことを定めています。

2ページをお願いいたします。

次に、第4条でございますが、本部長は必要と認めたときには新型インフルエンザ等対策本部に部を置き、新型インフルエンザ等対策に関する事務を掌理することを定めております。この基山町新型インフルエンザ等対策本部条例の施行につきましては、本条例の公布の日からとしております。

補足説明は、以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第23号議案についての補足説明を求めます。木原農林環境課主幹。

○農林環境課主幹（木原弘善君）

それでは、第23号議案 基山町空き家等の適正管理に関する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

昨年、平成24年7月20日に空き家等の調査を行い、13件あることがわかりました。内容としましては、調査員の外観目視で4ランクに分け、A改修不要9件、B要改修3件、C改修不能1件、D要撤去ゼロ件と合計で13件ございました。特に町内においては、現在のところ差し迫った物件はありませんでした。しかし、高齢化や遠隔地への居住、または経済的事情などの理由による空き家が目立つようになり、その不完全な管理による影響が近隣住民に不安を抱かせ、迷惑をかけたりすることがふえてくると思われまます。

同条例の適正な維持管理が行われていない空き家等に関する町民等からの情報提供に基づいて、町が実態調査や必要に応じては立ち入り調査、これを行い所有者等への助言や指導、勧告、命令処分を行います。処分命令に従わない場合は、所有者等や空き家の所在、命令内容を公表し、命令にも従わない場合は行政代執行法の定めるところにより、町が所有者等にかわり空き家等を除却し、その費用を請求する行政代執行の措置をとることもあります。また、経済的な理由により解体、除却が行えない所有者等に補助金の交付を予定いたしております。今後、ますます進んでいく高齢化や少子化により管理不全な空き家はふえていくことが懸念されます。この条例を周知することにより、自分の所有している空き家の様子を定期的に見る、自分で管理できない場合は業者等に依頼する、所有者としての責任を果たすことを心がけていただく方がふえることを期待し、まずは認識を持ってもらうことが必要だと考

えております。なお、3月6日から4月の5日まで31日間パブリックコメントを求めています。それに対する御意見はございませんでした。

それでは、条例の内容について簡単に説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

3ページのほうに第1条で目的、第2条で定義、第3条で民事による解決等の関係。

4ページをお願いいたします。

4ページの第4条で所有者の責務を掲げ、所有者は周辺的生活環境に配慮し、常に空き家等を適正に管理する責務と義務があることを明文化したものです。

第5条で情報提供、第6条で実態調査の方法は周辺住民からの聞き取り調査、外観目視による建物の危険度の調査、登記簿調査、不法滞在者確認、施錠確認、納税義務者等の調査、所有者等の所在調査等としており、第7条で立ち入り調査は事前に立ち入り実施通知を交付して行うこととし、内部の構造や家財道具の調査など立ち入らなければならない調査としています。また、調査の際は身分証を携帯することとしています。

第8条で助言、または指導、第9条で空き家等管理違反者に対する指導が行われたにもかかわらず、空き家等の所有者が適切な管理を行わなかった場合は相当の期限を設けて是正の勧告をすることとしています。この場合、期限とは社会通念上3カ月から4カ月の期間と考えております。

第10条で補助の交付を支援措置として経済的な理由などにより実施できない場合、助成することができることとしております。

第11条で勧告を行ってもなお必要な措置を講じないものに期限つきで命令文書で行います。命令を文書で行います。この場合にも期限は勧告と同様とします。

第12条で所有者が命令にも従わない場合、その氏名、住所等を公表することができることを定めております。この場合、町の掲示板、広報、町のホームページ等に掲載して広報するものです。

5ページをお願いいたします。

5ページの第13条の代執行は、命令、処分、公表を行ってもこれに従わない場合の最終的な手段として行政代執行法に基づく代執行を行うことができることを定めております。この代執行の適用に関しましては、地域住民の財産に町が強制的に処理をするために、そのことについては慎重に取り扱う必要がございます。経過や関係機関との協議や意見も踏まえた対

応をいたします。

第14条で関係機関との連携、15条で委任といたしております。

本条の施行は25年10月1日といたしております。どうぞ御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第24号議案についての補足説明を求めます。内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

それでは、第24号議案 基山町保育料徴収に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正につきましては、児童福祉法が一部改正され児童福祉施設の設備及び運営についての基準を都道府県が条例で定めることとなりましたので、本町の保育料徴収に関する条例の文言を整理し御提案させていただいております。

それでは、議案資料の1ページ、基山町保育料徴収に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明をさせていただきますので、新旧対照表をお願いいたします。

まずは第2条の保育料の限度について説明させていただきます。

今回の児童福祉法の一部改正により、施設及び運営の基準は県の条例で定めることとなり、児童福祉法の規定ではなくなりましたので修正が必要となりましたが、この保育料の限度という項目ではこの文言は必要ではないと判断し削除いたしております。このことに伴いまして、第1条中の児童福祉法の記載が以後出てまいりませんので、括弧書きの以下「法」という。との文言を削除いたしております。

今回の条例の一部改正は、公布の日から施行ということでお願いしております。

条例改正につきましては以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。まして補足説明を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第27号議案についての補足説明を求めます。天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

第27号議案 町道の路線の認定についての補足説明をさせていただきます。

今回の東町3号線の認定につきましては、県道小郡基山線と県道基山平等寺筑紫野線が交差しております小倉東地区交差点に信号機を設置するに当たり2項目の条件が出されました。

1つ目は、議案資料の9ページ及び10ページに図示しております国道3号線の副道からの進入禁止。2つ目は、佐賀国道事務所が管理しておりました幅員10.5メートル、延長148.8メートルを基山町が管理移管を受けることをございました。平成24年11月から佐賀国道事務所、鳥栖土木事務所及び基山町で協議を重ね合意を得ましたので、平成25年5月15日付で一般国道3号と県道小郡基山線及び県道基山平等寺筑紫野線が立体交差する小倉交差点及びその副道部分に関する覚書を締結をいたしました。町道の路線を認定しようとするには、議会の議決を経なければならないため、今回御提案をいたしております。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第29号議案についての補足説明を求めます。木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

それでは、第29号議案 基山町土地開発公社定款の一部変更について補足説明をさせていただきます。

今回の定款の変更につきましては、昨年土地開発公社の監事から監事の職務を定める定款7条第4項の民法59条が公有地拡大の推進に関する法律第16条8項に変更されているとの指摘を受けました。これについては、平成18年の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、公有地の拡大の推進に関する法律が一部改正されまして同法に規定されていることが判明しました。その後、定款を調べる中で他の条項も変更の必要があることがわかりまして、本年5月の基山町土地開発公社の理事会で議決をいただいたところがあります。また、定款第6条の理事の定数につきましては、二元代表制ということで平成21年に議会の代表が基山町土地開発公社の理事から退かれますときに、理事会において定数の変更を行っておりましたが、これを議会にかける必要がありましたがこれを失念しておりましたのであわせて今回議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案資料5ページの基山町土地開発公社定款の一部変更新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表をお願いいたします。

まずは、第1条については句読点の整備を行ったものでございます。

次に、第5条につきましては、土地開発公社の文書の公告場所の表現を基山町公告式条例の表現に合わせたものでございます。

第6条は、先ほど説明しましたとおり理事の定数を8名から6名に変更すると同時に句読点の整備を行ったものです。

第7条も先ほど説明させていただきましたとおり、平成18年の一般社団及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により公有地の拡大の推進に関する法律が一部改正されまして、同法第16条8項に監事の職務が規定されましたので引用法律の変更を行ったものです。

第11条及び13条は、句読点の整備を行ったものです。

次のページです。

第16条は、平成17年の総務省通知土地開発公社の経理についての一部改正についてで、土地開発公社経理基準の要綱が変更されまして土地開発公社の業務諸表にキャッシュフロー計算書が追加されましたので、これを追加するとともに句読点の整備を行うものです。

18条は、第7条で説明しました公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正による条文の整備でございます。

第20条は、第16条で説明させていただきました土地開発公社経理基準要綱の改正により、基本金の区分に関する条項が削除されましたので運用財産の項目を削除するものです。

第22条は、第16条と同じように土地開発公社の業務諸表にキャッシュフロー計算書が追加されましたのでこれを追加するとともに句読点の整備を行うものです。

第24条は、平成19年に施行されました郵政民営化法により郵便貯金を取り扱われなくなったことから郵便貯金の項目を削除するものです。

第26条は、句読点の整備を行うものです。

第28条は、条文の表現の整備を行うものです。

定款の変更につきましては、以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上で補足説明を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第30号議案についての補足説明を求めます。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それでは、第30号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の17ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに4,819万3,000円の追加をお願いし、総額を54億5,033万5,000円とするものでございます。

議案書の18ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入につきましては、主に13款の国庫補助金を557万9,000円減額をし、14款の県支出金を1,531万6,000円、19款の諸収入を991万9,000円増額をし、基金繰入金を2,800万円増額することで財源調整を図らせていただいております。

19ページ及び20ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきましては、2款. 総務費を3,105万4,000円、7款. 商工費を563万6,000円、教育費を599万5,000円増額をし、6款の農林水産業費を946万2,000円減額をし、予備費を150万3,000円増額をすることで財源調整を図らせていただいております。

21ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございます。

総合計画作成委託料につきまして、2年にまたがる契約が必要となりましたので債務負担行為を設定し、平成26年度に223万円の限度額をお願いをいたしております。

それでは、補正予算の内容につきまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

基山町一般会計補正予算（第1号）の事項別明細書、3ページをお願いいたします。

11款. 分担金及び負担金。2項. 負担金、1目. 民生費負担金、2節. 児童福祉費負担金でございます。保育料現年度分として、50万6,000円の増額をお願いをいたしております。町外の保育園への広域入所の対象者が3人から6人へふえたことによるものでございます。

5ページをお願いいたします。

13款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、1目. 民生費国庫負担金、1節. 児童福祉費負担金でございます。児童手当負担金過年度分として257万8,000円をお願いをいたしております。これは、平成24年度の児童手当交付金の精算交付によるものでございます。同じく保育所運営費負担金として115万8,000円の追加をお願いをいたしております。これは先ほど説明をいたしましたように広域入所の対象者がふえたことによる増額でございます。補助率は2分の1でございます。

6ページをお願いいたします。

2項. 国庫補助金、1目. 民生費国庫補助金、2節. 児童福祉費補助金でございます。次世代育成支援対策交付金に322万5,000円の減額をお願いをいたしております。これは対象と

なります事業が本年度より安心こども基金事業へ移行になったことによります全額更正でございます。

8目．総務費国庫補助金、1節．総務費補助金でございます。地域公共交通確保維持改善事業費補助金に609万円の減額をお願いをいたしております。これは国の補助金の受け入れ先が町ではなく地域公共交通活性化協議会となったための全額更正でございます。

7ページをお願いいたします。

14款．県支出金、1項．県負担金、1目．民生費県負担金、1節．児童福祉費負担金でございます。保育所運営費負担金として57万9,000円の増額をお願いをいたしております。これは国庫支出金と同様に広域入所対象人員が3名から6名へ増額になったものによるものでございます。補助率は4分の1でございます。

8ページをお願いいたします。

2項．県補助金、1目．総務費県補助金、6節．地域活性化事業費補助金でございます。消費者行政活性化事業補助金に48万1,000円をお願いをいたしております。消費生活相談体制強化のための事業でございます。

2目．民生費県補助金、2節．児童福祉費補助金でございます。安心こども基金事業として547万6,000円をお願いをいたしております。これは先ほど申し上げましたように、次世代育成支援対策交付金からの移行分として322万5,000円と新たな事業であります保育士等処遇改善臨時特例事業分225万1,000円の合計額でございます。

3目．衛生費県補助金、1節．保健衛生費補助金でございます。保健事業費補助金として213万円の増額をお願いをいたしております。これは新規の事業であります佐賀県妊娠安心風しん予防接種事業によるものでございます。

4目．農林水産業費補助金、1節．農業費補助金でございます。戸別所得補償に関する補助金の事業振りかえのため、それぞれ同じ金額を増額、減額をお願いをいたしております。

5目．土木費県補助金、7節．住宅費補助金でございます。住宅リフォーム緊急助成事業補助金に20万円の増額をお願いをいたしております。

9目．労働費県補助金、1節．労働費補助金でございます。佐賀県緊急雇用創出基金事業費補助金として555万円の増額をお願いをいたしております。これは起業支援型地域雇用創出事業として着地型観光ツアー実施事業を予定をいたしております。補助率は100%でございます。

9ページをお願いいたします。

3項. 委託金、5目. 教育費委託金でございます。1節. 中学校費委託金及び2節. 小学校費委託金に新しく人権教育総合推進地域事業委託金として、それぞれ17万1,000円、72万9,000円をお願いをいたしております。これは県から委託を受けて人権教育を実施するもので、基山町全体小中3校で90万円の事業費となっております。

10ページをお願いいたします。

16款1項. 寄附金、1目. 教育費寄附金、4節. 育英資金寄附金でございます。育英資金寄附金に2万9,000円の増額をお願いをいたしております。1件分でございます。

11ページをお願いいたします。

17款. 繰入金、1項. 基金繰入金、2目. 財政調整基金繰入金及び3目. 公共施設整備基金繰入金をそれぞれ1,400万円の増額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

12ページをお願いいたします。

19款. 諸収入、5項3目. 雑入でございます。主なものについて説明をさせていただきます。まず、消防団員退職報償金でございます。今回、消防団退職者が確定をいたしましたので、新しく176万7,000円をお願いをいたしております。対象団員は、部長級、班長級がそれぞれ4人、団員が1人の合計9人でございます。次に、3列目のコミュニティー助成事業補助金として、新しく540万円をお願いをいたしております。これは宝くじ助成事業にかかわるもので、1区、11区の会議用テーブルや折り畳み椅子等の整備について450万円、また消防関係のライフジャケット、投光器整備について90万円、合計の540万円の助成でございます。次に、鳥栖基山農業公社の解散に伴う清算金として、新しく249万円をお願いをいたしております。これは社団法人鳥栖基山農業公社が25年3月末をもって解散をしたことによります清算金でございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出でございます。

13ページをお願いいたします。

以下、歳出全般につきまして、2節. 給料、3節. 職員手当等、4節. 共済費につきましては、本町の4月の人事異動によるものが大部分でございますので、以下説明を省かせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

1款. 議会費につきましては、人件費のみの補正でございます。

15ページをお願いいたします。

2款．総務費、1項．総務管理費、5目．財産管理費でございます。

11節．需用費に修繕料として20万円の増額をお願いいたしております。これは庁舎の南と西の駐車場のラインの補修費用でございます。

13節の委託料に新しく庁舎周辺外壁改修実施設計業務委託料として66万円、庁舎周辺外壁改修工事監理委託料として66万円をお願いをいたしております。また、15節に庁舎周辺外壁改修工事として1,320万円をお願いをいたしております。これは、昨年度に庁舎周辺外壁診断委託料の予算化をお願いして実施をいたしました庁舎と町民会館の間のカルチャーパークの外壁調査の結果を受けての改修でございます。

6目．企画費でございます。

13節．委託料に消費生活相談業務委託料として8万6,000円の増額をお願いいたしております。これは、消費生活相談員の研修参加費用の支援に関する経費でございます。

次に、同じく13節委託料に生活交通ネットワーク計画策定調査検討業務委託料として609万1,000円の減額をお願いをいたしております。これは、先ほど説明をいたしましたように事業主体が町ではなく地域公共交通活性化協議会となったことによります全額更正でございます。

19節．負担金補助及び交付金にコミュニティー助成事業補助金として450万円をお願いをいたしております。歳入の説明で申し上げましたように1区と11区への会議用テーブルや折り畳み椅子等の整備への助成でございます。

同じく19節に新しく地域公共交通活性化協議会負担金として530万円をお願いをいたしております。事業主体が地域公共交通活性化協議会となり、国庫支出金が直接協議会へ交付をされますので、町の支出としましては町の負担分だけの金額となります。

次に、7目の交通安全対策費でございます。70歳以上交通災害共済負担金として6万円の増額をお願いをいたしております。120人分をお願いいたしております。

17ページをお願いいたします。

2項．徴税費、2目．賦課徴収費でございます。23節．償還金利子及び割引料に還付金として965万円、還付加算金として49万円の増額をお願いをいたしております。今後の支出見込みによる増額でございます。

19ページをお願いいたします。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費でございます。28節. 繰出金の国民健康保険特別会計繰出金に43万円の増額をお願いいたしております。これは、4月の人事異動に伴うもの及び事務費分でございます。

21ページをお願いいたします。

3款. 民生費、2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉費総務費でございます。13節. 委託料の広域入所保育事務委託料に258万9,000円の増額をお願いをいたしております。これは、対象人員が3人から6人へとふえたための増額でございます。

同じく13節. 委託料に新しく子ども・子育て支援事業計画基礎調査業務委託料として241万5,000円をお願いをいたしております。これは、地域における子ども・子育て支援の基盤整備の基礎となるもので、その基礎調査、ニーズ調査を行うものでございます。

19節. 負担金補助及び交付金に新しく保育士等処遇改善臨時特例事業補助金として225万1,000円をお願いをいたしております。これは、保育士の人材確保対策を推進する一環として保育士の処遇改善に取り組む民間保育所への助成でございます。

22ページをお願いいたします。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、2目. 予防費でございます。13節. 委託料に各種予防接種委託料として426万円の増額をお願いをいたしております。これは、新しく妊娠安心風しん予防接種事業に取り組むための費用でございます。

23ページをお願いいたします。

6款. 農林水産業費、1項. 農業費、2目. 農業総務費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に佐賀県農業者戸別所得補償制度推進事業補助金として395万9,000円の減額、佐賀県直接支払推進事業補助金として同額の395万9,000円の増額をお願いをいたしております。これは、歳入で説明を申し上げましたように、事業の振りかえによるものでございます。

5目. 農地費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に農地・水・環境保全向上対策事業補助金として7万4,000円の増額をお願いをいたしております。これは、共同活動組織が5組織から7組織へ増加することによるものでございます。

24ページをお願いいたします。

7款1項. 商工費、2目. 観光費でございます。13節の委託料に新しく着地型旅行商品造成支援事業委託料として555万円をお願いをいたしております。これは、旅行商品の開発や観光ツアーの実施を委託する費用でございます。

25ページをお願いいたします。

8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、1目. 道路維持費でございます。13節委託料に新しく町道日渡・長野線延伸計画調査業務委託料として150万円をお願いをいたしております。

27ページをお願いいたします。

8款. 土木費、4項. 下水道費、1目. 下水道整備費でございます。28節に繰出金として下水道特別会計繰出金に248万9,000円の減額をお願いをいたしております。これは、4月の人事異動に伴う事務費の減によるものでございます。

28ページをお願いいたします。

8款. 土木費、5項. 住宅費、1目. 住宅管理費でございます。13節委託料に住宅リフォーム工事確認業務委託料として1万5,000円の増額をお願いをいたしております。住宅リフォーム緊急助成事業補助金の申請の確認作業を行うものでございます。

次に、19節. 負担金補助及び交付金でございます。住宅リフォーム緊急助成事業補助金に2万1,000円の減額をお願いをいたしております。これは、補助総額の見込額の減によるものでございます。

29ページをお願いいたします。

9款1項. 消防費、2目. 非常備消防費でございます。8節. 報償費に退職団員退職報償金として176万7,000円を新しくお願いいたしております。内容は、歳入で説明を申し上げましたとおり、部長4人、班長4人、団員1名の合計9人分でございます。

次に、18節. 備品購入費に68万9,000円の増額をお願いをいたしております。これは、発電機つき投光器の整備によるものでございます。

30ページをお願いいたします。

10款. 教育費、1項. 教育総務費、2目. 事務局費でございます。28節. 繰出金に育英資金繰出金として2万9,000円の増額をお願いいたしております。これは、歳入で説明を申し上げました育英資金寄附金の基金への積み立てでございます。

33ページをお願いいたします。

10款. 教育費、4項. 社会教育費、2目. 公民館費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に新しく区公民館建設等に関する補助金として28万9,000円をお願いをいたしております。これは、17区公民館に対するものでございます。

3目. 文化財保護費でございます。13節. 委託料に新しく基肄城跡水門石垣通水溝等詳細

図化業務委託料として161万3,000円をお願いをいたしております。これは、新たに見つかった3つの通水溝の詳細図作成の費用でございます。

34ページをお願いいたします。

13款. 諸支出金、2項. 諸費、1目. 国県支出金返納金でございます。23節. 償還金利子及び割引料に国県支出金返納金として26万2,000円をお願いをいたしております。これは、24年度放課後子どもプラン推進事業の精算の結果生じた県費の返還金でございます。

35ページをお願いいたします。

14款1項1目. 予備費でございます。今回150万3,000円の増額をお願いし、財源調整を図らせていただきました。

以上で、一般会計補正予算（第1号）の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第31号議案についての補足説明を求めます。熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

それでは、平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算の補足説明をいたします。

議案書の23ページをごらんください。

歳入の総括表をお願いいたします。

3款. 国庫支出金を4万1,000円、6款. 県支出金を7,000円、9款. 繰入金を43万円追加させていただき、合計で47万8,000円の追加をお願いしております。

24ページの歳出の総括表をお願いいたします。

1款. 総務費を43万円、2款. 保険給付費を10万円、11款. 諸支出金を100万円それぞれ追加させていただき、12款. 予備費を105万2,000円の減額をお願いしております。

それでは、補正予算の内容につきまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

歳出の移送費の追加に伴いまして、3款1項1目. 療養給付費負担金を3万2,000円、4ページの3款2項1目. 普通調整交付金を9,000円、5ページの6款2項1目の一種交付金を7,000円それぞれ追加をお願いしております。

6ページをお願いいたします。

9款1項1目. 一般会計繰入金でございますが、4月の人事異動に伴う人件費の構成及び

システム改修費の追加に伴うものでございます。

7ページをお願いいたします。

1款1項1目、一般管理費の2節から4節共済費までは、4月の人事異動によるものでございます。

13節、委託料につきましては、特定世帯の軽減期間延長に係る国民健康保険システムの改修に伴う42万円の追加をお願いしております。

8ページをお願いします。

2款3項1目、一般被保険者移送費につきましては、19節の一般被保険者移送費に10万円の追加をお願いしております。

9ページをお願いします。

11款1項1目、保険税還付金、23節の償還金利息及び割引料でございます。これにつきましては、過年度保険税還付金の100万円の追加をお願いしております。これは、今後の支出見込みによるものでございます。

10ページをお願いいたします。

12款1項1目の予備費でございます。今回、財源調整のため105万2,000円の減額をお願いしております。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただけますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、報告第2号についての説明を求めます。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それでは、報告第2号 平成24年度基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について補足説明をさせていただきます。

議案書の28ページをお願いいたします。

平成24年度基山町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成25年度に繰り越しましたので、繰越計算書を報告をいたします。

議案書の29ページをお願いいたします。

平成25年度第1回定例会においてお願いをいたしました繰越明許費に係る事業と金額、その財源内訳を掲載をいたしております。繰り越しに係る事業としましては、地域の元気臨時交付金事業が4事業で総額の2億7,300万円、経済危機対応・地域活性化予備費事業が1,648

万5,000円のうちの1,248万5,000円、社会資本整備総合交付金事業が1,898万4,000円で合計をいたしまして、6事業で繰り越しの事業費が3億446万9,000円。その財源としまして、未収入特定財源としまして国庫支出金が合計で1億7,060万9,000円、地方債が合計で1億2,300万円、一般財源が合計で1,086万円となっております。

以上で、報告第2号平成24年度基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、報告第3号についての説明を求めます。天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

報告第3号 平成24年度基山町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について補足説明をさせていただきます。

議案書の30ページをお願いいたします。

平成24年度基山町下水道特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成25年度に繰り越しましたので、繰越計算書を報告いたします。

議案書の31ページをお願いいたします。

平成25年第1回定例会においてお願いをいたしました繰越明許費に係る事業名及び繰越金額とその財源内訳を掲載をいたしております。事業名は、地域の元気臨時交付金事業（高島処理区内舗装工事）で、繰越金額は2,100万円でございます。その財源としましては、未収入特定財源としまして国庫支出金及び地方債がともに1,000万円、一般財源が100万円でございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、報告第4号についての説明を求めます。木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

それでは、私のほうから基山町土地開発公社の事業報告について御説明申し上げます。報告内容につきましては、簡略に要点のみを申し上げますので御了承のほどよろしく願い申し上げます。

それでは、平成24年度基山町土地開発公社の事業報告について御説明いたします。

資料の一番最後のところをごらんください。

まず、2ページでございます。

用地の買収、用地の売却及びその他でございますが、平成24年度は事業がなかったためなしとなっております。

次に、3ページをお願いいたします。

これは、理事会開催状況でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして4ページでございますが、庶務に関する事項でございます。これも後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、5ページでございます。

役員の名簿となっております。

次に、6ページでございます。

平成24年度基山町土地開発公社の決算について御説明を申し上げます。

7ページの1、収益的収入及び支出でございます。

まず収入の部でございますが、決算額の合計1万8,464円となっておりますが、これは預金利息及び雑収益の事業外収益でございます。また、支出の部におきまして15万7,815円は、販売費及び一般管理費でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。収入の部でございますが、今年度事業がなかったため借入金が発生しておりません。また、支出の部といたしましては、決算額が36万963円で不用額はゼロとなっております。これは、図書館等用地及び児童館等用地の取得のため基山町土地開発基金より借り入れている8,021万4,000円の支払利息であります。

次に、9ページでございます。

これは平成24年度の損益計算書でございます。1の事業収益及び2の事業原価は0円、3の販売費及び一般管理費15万7,815円、4の事業外収益は受取利息と雑収益の1万8,464円となっております。1. 事業収益に4. 事業外収益を加算した額から、事業原価販売費及び一般管理費、事業外費用を差し引きますと、今回の当期損失は13万9,351円となります。

次の10ページは、平成24年度の貸借対照表でございます。

平成25年3月31日現在でございます。資産の部についてですが、流動資産として普通預金、定期預金及び公有地の計1億2,340万1,797円、また固定資産として器具備品と減価償却累計額の計1円となっております。資産の合計は1億2,340万1,798円となっております。

次に、11ページでございます。

負債の部といたしまして、流動負債として平成24年度は0円、固定負債として開発基金借入金8,021万4,000円となっております、負債の合計は8,021万4,000円となっております。

次に、12ページでございます。

資本の部で、前期繰越金から当期の損失を差し引きました準備金は4,168万7,798円となっております。負債資本合計額は1億2,340万1,798円となっております。

次に、13ページでございます。

これは、平成25年3月31日現在における基山町土地開発公社財産目録でございます。まず、流動資産が普通預金56万9,999円と定期預金250万円、そして公有地1億2,083万1,798円の計1億2,340万1,797円です。次に、固定資産が器具備品などで1円となっておりますので、資産合計が1億2,340万1,798円となっております。次に、固定負債が長期借入金8,021万4,000円で、基本金が150万円ありますので資産合計1億2,340万1,798円から負債合計8,021万4,000円と資本金150万円を差し引いた差引純資産は4,168万7,798円となっております。

次に、14ページでございます。

これは、平成24年度基山町土地開発公社の決算監査報告書でございます。これは、監査委員による確認の報告をいただいたものでございます。

次に、15ページから22ページにつきましては、ただいま説明しました資料を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上をもちまして、平成24年度における基山町土地開発公社の事業報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

本日の会議は以上をもちまして散会といたします。

～午前10時59分 散会～